

株式会社JR東日本テクノサービスと

「労使間の取扱いに関する協約」

を締結しました！！

株式会社JR東日本テクノサービスと、「労使間の取扱いに関する協約」の締結に向けて、鋭意議論を積み重ねてきました。このたび、7月25日付けで、協約を締結しました！

この間、職場の声に基づいた議論を仙台地本が中心となって創りだし、被服の改善などをかちとってきました。協約締結を機に、更なる組織拡大と、労働条件の改善をおすすめていきます！！

労使間の取扱いに関する協約

株式会社JR東日本テクノサービス（以下「会社」といふ）と、労働組合（以下「組合」といふ）は、会社が労務管理の改善を図る中で、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的として、この協約を締結する。

第1章 総則

第1条 この協約は、会社と組合が締結するものである。

第2条 協約は、組合が代表する労働者（以下「労働者」といふ）と、会社が代表する労働者（以下「労働者」といふ）との間で締結するものである。

第3条 協約は、会社の経営方針と一致することを前提とし、会社及び労働者の双方の利益を考慮して締結するものである。

第4条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第5条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第6条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第7条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第8条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第9条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第10条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第2章 団体交渉

第11条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第12条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第13条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第14条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第15条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第16条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第17条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第18条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第19条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第20条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第3章 勤務時間中の組合活動

第21条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第22条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第23条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第24条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第25条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第26条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第27条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第28条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第29条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第30条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第4章 争議

第31条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第32条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第33条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第34条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第35条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第36条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第37条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第38条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第39条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

第40条 協約は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

協約の締結は、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図ることを目的とするものである。

